

事 務 連 絡
令和3年8月18日

富士宮市スポーツ少年団
常任理事 様
単位団事務担当者 様

富士宮市スポーツ協会
会 長 伏見由治
富士宮市スポーツ少年団
本部長 須藤美視
富士宮市スポーツ振興課
スポーツ振興課長 芦澤通恭

静岡県「緊急事態宣言」発出中の富士宮市スポーツ少年団活動の制限について（通知）

残暑の候、皆様におかれましては日頃より、スポーツ少年団活動について格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、この度静岡県に緊急事態宣言が発出されることに伴い、下記のとおり活動制限を行いますので、ご確認ください。

記

- 1 静岡県「緊急事態宣言」発出中のスポーツ少年団活動について
全てのスポーツ少年団活動を中止とする（競技団体主催の大会等への参加を含む）。
- 2 スポーツ少年団活動中止期間について
 - (1) 静岡県に「緊急事態宣言」が発出されている期間とする。
 - (2) 緊急事態宣言が延長された場合、部活動中止期間も延長する。

問合せ先
富士宮市スポーツ少年団事務局
担 当：朝夷
T E L：0544-22-1190
F A X：0544-22-1242